

港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務
に係るプロポーザル参加表明書及び
第一次審査書類作成要領

令和7年12月

港 区

1 委託業務

本プロポーザルによって選定される受託者の主な業務内容は、東町小学校の整備計画の策定支援業務を行うことです。

2 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者^{※1}は、一級建築士であること。
- (2) 意匠担当主任技術者^{※2}は、応募者^{※3}が所属又は代表する設計事務所に所属していること。
- (3) 総括責任者及び各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (4) 配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定、地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満たしていること。
- (5) 総括責任者が各担当主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者が他の分担業務分野^{※4}の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (6) 総括責任者及び各担当主任技術者は、平成27年以降に設計業務実績があること。
- (7) 主たる分担業務分野（意匠分野）を委託しないこと。

※1 「総括責任者」とは、業務にあたって全体を総合的に把握し調整する責任者であり、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による「管理技術者」と同義です。

※2 「担当主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者です。

※3 「応募者」とは、プロポーザルに応募する設計チームの総括責任者です。

※4 主な分担業務分野は表1によります。なお、提出者において指定以外の業務分野を新たに追加しても構いません。その場合は、別紙により当該分野の業務内容及び業務分野を追加する理由等を明確にした上で、その担当分野の主任技術者について様式4を作成してください。（8頁5（9）新たな分担業務の追加を参照してください。）表1の業務分野を分割して新たな分野として設定することはできません。

表1

主な分担業務分野	業務内容
建築 (意匠)	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (1) 建築（総合）・基本設計、(2)建築（総合）・実施設計
構造	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (2) 建築（構造）・基本設計、(4)建築（構造）・実施設計
電気	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (5)電気設備・基本設計、(6)電気設備・実施設計
機械	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (7)給排水衛生設備・基本設計、(8)給排水衛生設備・実施設計 (9)空気換気設備・基本設計、(10)空気換気設備・実施設計

3 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 19 日(金)～12 月 26 日(金)必着

(2) 提出方法

ダウンロードした様式のうち、「質問書」(様式 11)を用いて必要事項と質問を記載の上、「4 (1) イ 提出場所」に FAX で送付してください(令和 7 年 12 月 26 日(金)午後 5 時 15 分必着です。)。期限を過ぎた提出や、所定の「質問書」(様式 11)を用いていない質問には一切回答いたしません。

なお、送信後は確認のため提出先まで電話連絡をしてください(電話連絡は期間中の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間(ただし、正午から午後 1 時の間は除く。)に限ります。)

(3) 質問への回答方法

令和 8 年 1 月 6 日(火)午後 5 時までに、電子メールでお知らせします。

また、港区ホームページでも公表します。回答は本募集事項の一部として取り扱いますので、参考にしてください。

なお、回答に際しては、質問者の社名等は公表しません。

4 プロポーザル参加表明書及び第一次審査書類の提出

(1) 参加表明書及び第一次審査書類の提出内容

ア 提出部数

- ・正本(様式 1 から様式 10 まで(カラーコピー可)) 1 部
A4 判 2 穴バインダー(紙製)に綴じて提出してください。また、バインダーには社名等の記載をしないでください。タイトル等も不要です。

・写し（様式5、様式6、様式7（カラーコピー可））各20部
A4判に折り込み、開くことが可能な状態にして、様式5～7までを組んで左上をクリップ等で留めて提出してください。また、事業者名は記載しないでください。

イ 提出場所

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会事務局学校教育部学務課
施設計画担当（区役所7階「702 学校施設担当」内）
TEL 03（3578）2792（直通）
FAX 03（3578）2759
MAIL minato97@city.minato.tokyo.jp

ウ 提出時間

平日午前8時30分～午後5時15分（ただし、書類の受付は、正午から午後1時までの間は除く。）

エ 提出期間

令和8年1月7日(水)～令和8年2月6日(金)必着

オ 提出方法

上記イ 提出場所の電話番号へ事前連絡の上、窓口へ提出してください。郵送、宅配等も可とします（要事前連絡）。

（2）その他

必要書類の不足や内容に誤り等があった場合、受付期間内であれば、差し替えや加除等を認めます。修正削除等の場合は、応募者の訂正印を必要とします。不足書類があった場合は、不足部分の評価は対象となりません。

虚偽の申告や間違った内容の記載が判明した場合は、予告なく審査対象から除外する場合があります。

5 参加表明書及び第一次審査書類の作成方法及び注意事項

（1）参加表明書及び第一次審査書類は、別添の「参加表明書及び第一次審査書類様式集」様式1～10を揃えて提出してください。様式8「協力事務所の名称等」は協力事務所がない場合、様式9「共同事業体構成書」、様式10「共同事業体協定書兼委任状」は、応募者が区外事業者のみでの参加の場合は提出不要です。下表で様式別記入内容を示します。

様式番号	主な記入内容
様式1	応募者、連絡先、総括責任者、各担当主任技術者等
様式2	応募者所属事務所の同種又は類似業務実績
様式3	総括責任者の経歴等
様式4	各担当主任技術者の経歴等
様式5	総括責任者の過去の代表設計作品
様式6	意匠担当主任技術者（建築）の過去の代表設計作品
様式7	課題（技術提案書）
様式8	協力事務所の名称等 ※協力者同意書（様式自由、押印）添付してください。
様式9	共同事業体名、構成事業者名称等
様式10	共同事業体協定及び委任

※ 様式1～10の他に次の書類の写し等を正本1部に添付してください。

- ア 応募者（総括責任者）の一級建築士資格証明書の写し
- イ 応募者（総括責任者）の所属する事務所の一級建築士事務所登録通知者の写し

（2）様式の用紙サイズについて

様式1～4、様式8～10はA4判。様式5～7はA3判です。

正本（1部）はA4判2穴バインダー（紙製）に綴じて提出してください。
また、バインダーには社名等の記載をしないでください。タイトル等も不要です。写し（様式5～7（カラーコピー可））はA4判に折り込み、開くことが可能な状態にして、様式5～7までを組んで左上をクリップ等で留めて提出してください。

正本1部には、5（1）ア及びイで示したとおり各種証明書等の写しを添付してください。

（3）様式2～4における実績について

ア 同種又は類似業務実績とは、過去10年間（平成27年12月以降）に完了した基本設計業務、実施設計業務です（新築物件、改築物件が評価対象となります。ただし、増築物件、耐震補強設計や用途変更設計等は評価対象になりません。）。

- （ア）同種業務の実績における対象施設とは、小学校です。
- （イ）類似業務の実績における対象施設は、中学校です。

※ （ア）と（イ）では（ア）が優先されます。

イ 様式2「応募者所属事務所の同種又は類似業務実績」の件数について

最大 10 件までとしてください。契約の事実がわかる書類（契約書の表紙のみで可）の写しを正本 1 部に添付してください。

※ 同一施設で基本設計業務と実施設計業務の 2 件がある場合、それぞれが別の契約であっても実施設計業務 1 件のみを記載してください（2 件として記載されていた場合も 1 件として評価します。）。

(4) 様式 3、4 の総括責任者及び各担当主任技術者の経歴等の記載について

ア 氏名について

総括責任者及び各担当主任技術者の氏名を記載

イ 生年月日について

総括責任者及び各担当主任技術者の生年月日及び年齢（提出日現在）を記載する。

ウ 所属・役職について

総括責任者と各担当主任技術者の所属事務所名及び役職等を記載する。

エ 保有資格等について

各担当主任技術者の保有する資格を記入する。

オ 平成 27 年 12 月以降の同種又は類似業務の実績（設計業務）について該当する業務実績（3 件まで）について、以下の項目を記載してください。

・記載する件数は 3 件ですが、この際同種業務の実績を優先するものとし、同種又は類似業務の実績が 3 件に満たない場合は実績のある同種又は類似業務のみ記入して、後は空欄としてください。

なお、記載した業務については、契約書（表紙のみで可）の写し等を正本 1 部にのみ添付してください。

・業務名称及び PUBDIS 登録があれば、コード番号を記載してください。
・発注者と事業主が異なる場合は、カッコ内に事業主を記載してください。

・受注形態は、単独及び共同体のうち該当するものに○をつけてください。共同体の場合は他の構成員をカッコ内に記載してください。

・業務概要は同種又は類似のうち該当するものに○をつけてください。次に対象施設の施設用途及び規模・構造等を記載し、あわせて関わった分担業分野及び立場（総括責任者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載します。

・施設完成年月は、予定のものも含めて竣工年月を記載してください（設計の完了とは違いますのでご注意ください。）。

※ 「平成 27 年 12 月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下の（ア）

～（ウ）全ての項目に該当する実績です。

（ア）平成 27 年 12 月以降に基本設計又は実施設計を完了した設計業務実績

（イ）本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、総括責任者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

（ウ）以下を満たす施設の設計業務実績

a 同種業務の実績における対象施設は、小学校です。

b 類似業務の実績における対象施設は、中学校です。

力 手持業務の状況

令和 7 年 12 月 1 日現在に手持ちの設計業務（特定後未契約のものを含む。）について、以下の項目を記載してください。ただし、工事監理業務は除くことができます。合計件数を記入の上、内訳について下記（ア）～（オ）を明記してください。

（ア）業務名

（イ）発注者（発注者と事業主が異なる場合は、カッコ内に事業主を記載する。）

（ウ）受注形態（単独又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員をカッコ内に記載する。）

（エ）業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて関わっている分担業務分野及び立場（総括責任者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）

（オ）履行期間（予定されている期限年月）を記載する。）

（5）代表設計作品（様式 5、様式 6）について

過去 10 年間（平成 27 年 12 月以降に基本設計又は実施設計を完了したもの）の設計作品のうち、代表する 1 作品について、総括責任者に関しては様式 5 を、意匠担当主任技術者に関しては様式 6 を作成してください。総括責任者の代表設計作品とは、応募者が建築責任者として携わった、小学校と同種または類似施設から代表となる設計作品です。意匠担当主任技術者の代表設計作品とは、同様に小学校と同種または類似施設から代表となる設計作品のことです。総括責任者と意匠担当主任技術者が同じ作品を紹介することは認められません。万が一、誤って様式 5 と様式 6 を同作品で応募された場合は、様式 6 を評価対象外とします。なお、様式 5 及び 6 の文字サイズの下限は、10.5 ポイントです。

記載にあたっては、過去の同種又は類似業務における代表設計作品の写真等を使用し、設計コンセプトと、敷地条件や制約などの設計要求条件にどのように対応したか、具体的な工夫が伝わるように簡潔にまとめてください。

(6) 課題（第一次審査）（様式7）について

以下の条件（①～⑫）について原則として遵守してください。ただし、相当な理由により遵守できない場合にはこの限りではありません。また、次の課題（ア～カ）について適切に回答してください。

【条件】

〈東町小学校特有の計画条件〉

- ① 上総掘井戸を改築後も防災井戸等で活用することとします。
- ② シンボルツリー（メタセコイヤ）は残す計画（必要に応じて移植）とします。※参考資料3参照
- ③ 東町小学校の特色である多文化共生と国際理解教育を継承・発展させるため、改築後の施設においてもこれらの機能に対応した空間（国際学級、茶室等）を確保・計画します。
- ④ 令和12年4月から仮設校舎の解体工事（別途リース会社）を実施予定です。
- ⑤ 工事期間を約4ヵ月（令和12年4月～令和15年8月）で想定します。

〈港区の計画や課題〉

- ⑥ 「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、竣工後80年以上の施設寿命を目指し、定期的な保守および計画的な長寿命化工事ができるような建築計画とします。
- ⑦ 地域に開かれた学校施設として、複合化も視野に入れ、地域コミュニティの拠点となるように検討を進めます。
- ⑧ 災害時、区民避難所となります。また、最低限、非常用発電機による72時間対応、マンホールトイレ（給水方法の確保）及び防災倉庫を設置するものとします
- ⑨ 環境確保条例に基づく建築物環境計画書の「建築物の熱負荷の低減」及び「省エネルギーシステム」の項目の評価で段階3の基準を満たすことを前提とし、ZEB Readyの基準を満たすものとします。
- ⑩ 「港区公共建築物等における協定木材利用推進方針」に基づき、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」における★★ランク以上を満たすよう木材製品を使用し、その際は、区と「間伐材を始めとした国産材の

活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出された木材を優先的に活用するものとします。

〈その他条件〉

- ⑪ 災害時、避難所としてペット受入が可能な機能を備えることとします。
- ⑫ 設計事務所には、竣工後も施設の適切な維持管理、不具合・是正や改善提案に積極的に関与し続け、長期にわたり愛着を持って施設と共に歩むことを求めます。

【課題】

- ア 敷地形状、道路状況を踏まえ、多様な利用者が安全・安心に利用できるようなユニバーサルデザインを取り入れた学校づくり(施設・配置計画)について具体的な考え方を述べてください。
- イ 地域に開かれた学校施設を促進するため、校庭、体育館、教室等で児童の安全と地域での利用を両立するセキュリティ対策、動線計画について、児童・教職員のプライバシー保護、地域開放に伴う管理・運営コストや教職員の負担軽減といった管理運営上の視点も踏まえ、具体的な考え方を述べてください。
- ウ 「新しい時代の学びを実現する学校施設」として求められる、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間について、整備後の空間でどのように展開されるかといった運用の視点も踏まえ、具体的な考え方を述べてください。また、ウェルビーイングの視点から、子供たちの快適で居心地のよい学校施設となるよう工夫した点を述べてください。なお、エコスクールの実現に向けた省エネ性能の確保や環境学習への活用、木材利用、国際学級や茶室といった特色ある空間の計画方針について、それぞれどのように反映させるか述べてください。
- エ 将来実施が見込まれる電気設備や機械設備を含む大規模な改修工事において、学校運営や児童・教職員への負担を最小限に抑えるための、建築計画での配慮や工夫について、具体的な考え方を述べてください。
- オ 災害時に避難所として利用する際、安全と安心を確保した動線計画、建物計画での配慮や工夫について、具体的な考え方を述べてください。(ペットと同行・同室避難の観点含む)

力 昨今の社会情勢の変化（物価上昇、働き方改革等）に対応し、ライフサイクルコスト（LCC）を削減しつつ工期短縮に繋がる工法および配置計画の具体的な工夫について具体的な考え方を述べてください。

キ 児童・教職員等が、現状の課題に留まらず、新しい時代の学びを見据えた学校づくりについて議論できるようなワークショップの進め方について、具体的な考えを述べてください。

※ 関連情報の入手については、港区役所3階区政資料室や港区ポータルサイトなどで、区の教育施策や各学校のホームページなどをご覧になることが可能です。

なお、教育委員会事務局を含む学校関係者や地域の方々及びP T A等へ問い合わせをすることは禁止です。万が一、違反があった場合には、本プロポーザル選定を中止します。周辺地域を散策することは自由です。

※ 回答は様式7の形式を遵守してください。文章及びそれを補完するイラスト等をA3判、片面2枚以内にまとめてください（文章を補完するための必要最小限の写真は可とします。）。縮尺等は自由ですが、記載する図や文字は小さくなりすぎないように配慮してください。【文字サイズの下限10.5ポイント】

※ 内容のみによる公正な審査を期すため、事務所、担当者等が特定できるような記載はしないでください。

(7) 協力事務所（様式8）について【協力事務所がなければ提出不要】

業務の一部を委託する場合には、協力事務所の名称、委託する理由及び内容等を様式8に従い記入してください（担当技術者の記載を求めない分野を委託する場合においても記入してください。）。正本1部には、協力者同意書（様式自由、押印）を添付してください。写しは不要です。

(8) 共同事業体構成書（様式9）及び共同事業体協定書兼委任状（様式10）について

複数の事業者で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして参加申請することも可能です。

その場合には、参加申請時に、適切な名称を設定の上、代表事業者を定め、様式9、様式10を提出してください。